

台風、大雪、交通機関の混乱（停止）等への対応について

台風、大雪、交通機関の混乱（停止）等によって安全に登校することが困難であると予想される場合は次のような対応を基準とする。十分な安全を考えたいうえで始業時刻にあわせて登校すること。

あくまでもこの基準は、生徒の安全を第一とするため、警報発表の有無に関わらず、身の危険を感じた場合は、保護者や生徒の判断で安全を最優先に考え行動すること。

午前7時の時点で東武スカイツリーラインが運行しており、足立区・葛飾区に警報が発令されていない場合は通常通り登校すること。

以下の場合には始業時刻を遅らせる。

1. 午前7時の時点で東武スカイツリーラインが運休しているとき

午前8時までに東武スカイツリーラインが運転を再開しているときは、表の始業時刻までに登校する。（ただし、運転再開後、入場規制などで電車に乗れないなど混乱が生じた場合は臨時休校とする。）

午前8時までに東武スカイツリーラインの運転再開がないときはその日1日を自宅学習とする。

2. 午前7時の時点で足立区・葛飾区に警報発令中のとき

表の判断時刻に足立区・葛飾区の警報が解除されているときは、表の始業時刻までに登校する。

午前8時の時点で上記警報が解除されないときはその日1日を自宅学習とする。

ここでいう警報とは、暴風警報、大雨警報、大雪警報、暴風雪警報のことをいう。

	運転再開・警報解除の 判断時刻	始業時刻
平常授業	8:00	12:40 (SHR 後、5 限目からの授業)
定期考査		12:40 (SHR 後、1 限目からの考査)

※5・6時限目に授業のない3年生は、この日を自宅学習とする。

※始業時刻が12:40の場合の定期考査の日程は、

12:40～12:55 SHR

13:00～13:50 1限の考査

14:10～15:00 2限の考査

15:20～16:10 3限の考査

※ 長期休業中や学校行事などの平常授業でない日に台風、大雪、交通機関の混乱（停止）等によって安全に登校することが困難であると予想される場合は、

(1) 事前に学校からの指示があったときはその指示に従うこと

(2) 事前に学校からの指示がなかったときは安全を最優先に考えて登校すること。